第二十三条の次に次の三条を加える。

（法第七十五条の二第六項の厚生労働省令で定める金融機関）

第二十四条　法第七十五条の二第六項の厚生労働省令で定める金融機関は、次に掲げるとおりとする。

一　銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。）、長期信用銀行（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行をいう。）、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。）、労働金庫及び労働金庫連合会

二　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合及び農業協同組合連合会、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会並びに農林中央金庫

三　株式会社商工組合中央金庫

（償還計画の認可の申請）

第二十五条　機構は、法第七十五条の三第一項の規定により償還計画の認可を受けようとするときは、通則法第三十一条第一項前段の規定により年度計画を届け出た後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、償還計画の変更の認可を受けようとするときは、その都度提出しなければならない。

一　長期借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額並びにその借入先

二　財形住宅債券の総額及び当該事業年度において発行するものの引受けの見込み

三　長期借入金及び財形住宅債券の償還の方法及び期限

四　その他必要な事項

（立入検査のための身分証明書）

第二十六条　法第七十八条の二第二項の証明書は、別記様式によるものとする。

附則に次の一条を加える。

（業務の特例に関する経過措置）

第五条　法附則第二条第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合にあっては、第二条第一号中第一条の二各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項を業務方法書に記載するものとする。

一　法附則第二条第一項第一号に規定する業務に関する事項

二　法附則第二条第一項第二号に規定する業務に関する事項

三　法附則第二条第一項第三号に規定する業務に関する事項

四　法附則第二条第一項第四号に規定する業務に関する事項

2　法附則第二条第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第二条第一号中「法第七十五条第一項」とあるのは「法第七十五条第一項（法附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、第十一条中「法第七十四条第一項」とあるのは「法第七十四条第一項（法附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、第十二条第一項（法附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「第三号」とあるのは「第三号及び法附則第二条第一項第一号から第三号まで」と、「財形勘定を」とあるのは「財形勘定を、同項第四号に掲げる業務に係る経理については雇用促進融資勘定を」と、第十七条中「並びに財形勘定」とあるのは「、財形勘定並びに雇用促進融資勘定」と、第十九条の二中「法第七十一条第一項（法附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「法第七十五条の二第一項（法附則第十九条の三中「法第七十五条の二第一項」とあるのは「法第七十五条の二第一項（法附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、第二十条中「法第七十五条の二第二項」とあるのは「法第七十五条の二第二項（法附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

別記様式を次のように加える。

別記様式（第二十六条関係）

（表）

第　　号

中小企業退職金共済法第78条の２第２項の規定による身分証明書

写真

官職

氏名

年　月　日

厚生労働大臣

印

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ８とする。

（裏）

中小企業退職金共済法（抜粋）

（業務の委託）

第72条　（略）

２　機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、第70条第２項第１号に掲げる業務の一部を金融機関に委託することができる。

３・４　（略）

（報告及び検査）

第78条の２　厚生労働大臣は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、財形受託金融機関に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、財形受託金融機関の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第90条　第78条の２第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした財形受託金融機関の役員又は職員は、20万円以下の罰金に処する。